

第21回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日 時 令和5年（2023年）4月20日（木）午後4時30分～6時30分
2. 場 所 国立市役所 第1・2会議室
3. 出席者 委員8名
委員 炭谷会長、古川副会長、大島委員、押田委員、神田委員、藤沢委員、三井委員、
呂委員
事務局 4名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、桑代主事）

【炭谷会長】 第21回の審議会を開始します。今日の欠席は韓委員と渡邊委員です。本日は、事前に事務局から皆様へ送付していただいています答申の素案について、内容の検討を進めていただきたいと思います。皆様方、これを読まれて大変だったのではないかなと思います。私もこれを読みながら、何か言いたいこともいっぱいあるような感じがするので、事務局はまとめ作業が大変だなとは思いつつ、どうぞご遠慮なく意見を言っていただければと思っています。

なお、内容が大変多いものとなっています。本日の審議会ですべて終わらない場合も考えられますけれども、それはまた次回なり、後ほど事務局にメールや紙でご意見を追加的に言っていただくという形で進めたいと思っています。

それでは、まず初めに、素案の作りや全体の概要について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 全体の作りですけれども、まず、表紙に書いてありますが、最終的にルビを全体に振りたいと思っておりまして、それは最後の段階でやりたいと思っています。

1枚めくっていただきまして、「はじめに」というところは現時点で白紙となっておりますけれども、こちらは炭谷会長に、審議会の会長として追ってご記載いただきたいというお願いを事前にさせていただいているところでございます。

次おめくりいただきまして目次です。これは、内容によってまた変更があるかと思っています。

おめくりいただきまして、1ページ目から、答申の具体的内容に入る前に、まずはこの審議会の設置の基となっております基本条例について、その内容に少し触れたいというところから、3ページにかけて記載をしております。大まかな内容ですけれども、2ページ目の真ん中ほどに書いていますとおり、この基本条例の特徴的なところを幾つか挙げております。また、そもそもとして1ページ目に書いていますが、その理念や心情的なこういう思いでつくられたんだという、人権侵害を許さないと宣言して、一番の特徴はこういうことだというところで1ページ書かせていただいています。2ページ目では、この審議会でも話題が上がりました国連からの勧告についても少し触れています。

大きな項目の1は以上でして、次の大きな項目2として「様々な人権課題について」というタイトルですけれども、本審議会は令和元年度にスタートしまして、多くの当事者の方、それから、市の各担当部署からヒアリングを行うなど、多くの議論をいただいてきましたので、それを行った順にまずは並べて、それぞれかなり要約したかたちですが10行前後程度の文章として書かせていただいております。それぞれの中身については時間の都合上割愛させていただきます。

9ページ目からが、大きな項目の3ということで具体的の中身に入っていきますが、ここからボリュームがかなり多いものですから、一旦のご説明としては大項目1、2ということにさせていただきまして、後ほどまた3以降をご説明させていただきたいと思います。

【炭谷会長】 それでは、これから皆様のご意見を伺いたいと思いますけれども、分量が多くなっているんで、区切ってやっていきたいと思うのですが、藤沢委員がご事情で17時まででご退席されるということでございますので、藤沢委員からご意見をいただきたいと思っております。大項目1に限らず、まとめて全体的なご意見をご説明していただくということにしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

【藤沢委員】 個人的な事情で申し訳ありませんが途中退席させていただきます。そのため、メモしておかないと、何を言っているんだということになると思ひまして、メモを用意して皆様に配布させていただきます。

まずは、構成をもう一回整理し直したほうがいいのではということ。特に冒頭に、例えばこの審議会の前提としてはどういうところという説明がないと、読んでいてもおかしい話で、この審議会はこの経過で、こういう課題で設定されたというようなことをまず「はじめに」で言うておくことが必要ですし、会長の見解、いろいろな話というのは当然あると思いますが、この審議会は要するにこういうことでつくったんだよという、つくられたんだよということをまずここでは簡単に書くということ。内容までは、後と重複しますので、後のほうで。

それで、様々な人権課題についていろいろ意見を聞いたり検討をしたりと、これに相当の時間をかけたことは事実だと思いますので、これは前提なのですが、それを個々に書いていくと、いきなりここではあれなので、諮問で基本理念について諮問すると出ていますから、基本的にはどういうことなのかという、どういう方向でやるのかということをお個々の点での結論というか、そういうことになるんですが、先取りして、やや書き方は大上段になるかもしれませんが、まず書く。諮問もそういうふうに出ていますから、考え方は条例の中に既に出されていますし、炭谷会長もその点についてご意見とか説明もありましたので、そのことの中身を。基本的にはそれで賛成すると言えば済むといえども済むのかもしれませんが、それじゃあまりにもあれなので、その辺の中身を、素案では1のほうに書いてあったような中身もここに書くということ。理念は、答申からこういう理念でやるということでもいいのではないかと。ですから、条例なんかで例えば賛成と書くことも一つだけれども、これはこういうふうに理解して、こういうふうに今、むしろこういう方向で補充といいますか、付け加えるんだったら付け加えるというような格好で。ですから、賛成かどうかではなくて、賛成かどうかというだけでは、審議会としてはちょっとあれなので。

その中で、この審議会がやってきた前提があると思うのですね。危機的な背景といいますか、国際的、国内的な。この中に既に書いてありますけれども、それらの部分は全部ここに書いて、その理念の中身は。最終的に、市においてもこうやって、議会でもこうやってきたと。その辺をもう一回全部勘案して、私らとしてはこうしたほうがいいだろう、こうすべきだろうという、こういうふうに提言するよと書けばいいんじゃないかと思ひました。ですから、基本理念を結論的な面で先取りして書いてあるということなのかなと。人権が確保される社会を。本当は変革していくということなんですけどね。変革というか改革というか。

そこでぜひ触れてほしいのは、地域社会全体の取組だということは少し入れてほしい。条例でも市民の義務まで書いてありますから、行政と市当局とか、そういうあれじゃなくて、市民全体の取組としてこれをやるというふうに考えたので、ぜひそういうふうにしてほしいということです。市民に提言しているわけじゃありませんので、切望するぐらいのこと。いい言葉が見つからないんですけれども。同時に、市行政にも基本的にこういう理念で。既に大枠が示されているわけでありましてけれども、

もう一回なぞったりしたりしながら提言するという形で、まず基本的な方向性、理念を書いておく。

次は、素案の2にあります人権課題についてです。これについて、内容は、今、時間がありませんので控えます。部落問題に対する書き方に関しては、ちょっと注文があります。あまりにも抽象的で、そこに住んでいる人の具体的な問題があまり反映されてないように思いますので、少しそこは書いてもらう。ここは、基本的に審議会はこういうものを聞いて、一応現状認識を持ったよということですね。そこで、こうしていったらいいんじゃないか。十分やられているのかどうかというのは、時間的なことがありますけれども、ある程度現状認識で課題を意識したということです。これを前提にして、基本理念をもう一回考えたよという書き方になると思います。

諮問も、基本方針をつくると書いています。条例の中に入っているんですよ。それについて諮問すると書いてあるんですけども、基本方針の柱は何かという諮問はないんですよ。みんなに後で共有したという。基本方針をつくるということで、つくるということを今ここが検討するとかしないとかではなく、つくるといふことなので、つくるに当たってはこういう方向でやったらどうだろうかということですね。理念は既書いていますね。

それと、分野ごとに個別的な施策の柱みたいなのは当然あるんだと思うんですけども、そこに関しては諮問も出てないですし、各部門別に基本計画みたいなをつくるというふうになっていますので、議論が重複しているということにはなっておりませんので、そのところは3に書きました現状認識やその辺の課題に沿って、この素案の中でもそう書いてありますけれども、それを踏まえて柱をつくってやっていく。そこを十分やってほしいというか、そういう要望というか、そういうことしかないのかなと思います。

ただ、個別分野的にではなくて、全体に関わって幾つか注意すべきというか、肝要な点が幾つかあると思うのです。そこはそれで、この基本方針については、ここは大事だよ、このところはちゃんと留意してよということを書いておいたほうがいいかなと思います。

各部門別には既にあちこちでやってきた一定の実績がありますよね。それから、各部局の条例もありますよね。それらを統合するというふうになるのかもしれませんが。調整し充実してやっていくんだという、ちゃんと継承するんだよという、それはぜひやってほしいと思います。下手にやると内輪でけんかになるというようなことも行政内ではないではありませんけれども、ちゃんと調整しながら、調整が足を引っ張るようにならないようにという、そんなふうを書く必要はありませんけれども、気持ちはそういうところが。だから、単にこれとこれとを合わせるのではなくて、全体的な施策をどうするかということは、基本方針についてやるときに十分考えてほしいということ。

もう一つ、基本方針とかつくるとは言っていますが、若干時間がかかると思うのです。そうすると、なかなか進まないというのがありますよ。現にそうされていると思うのですけれども、それはそれとして、当然やるべきことはちゃんとやりながら考えるという、そういうことはきちんとやっていくんだという方向は私の要請したところですけども、そういうことはぜひ書いておいてほしいなと。そういう中で、例えば看護師さんの問題は提起されていますけれども、だから、徐々にできるまで待っているという話ではなくて、やれるところはどんどんやっていくということをお願いしたいというような、個別施策と今後の基本方針づくりとの関係はきちんと適切な方法で考えてよという。

あとは、諮問にもありますが、教育と啓発。私は、どっちかというと啓発と教育は少し分けて記載した方がいいのかなと思いますけれども、あまり啓発という言葉は好きではないのですが、でもいい言葉がないので使っています。啓蒙というのは駄目だというふうに言われていますが、啓発といって

もどうしても上からというニュアンスはついて回るのですよね。だけど、行政啓発ですから、それはしょうがないかなと思います。いい言葉があれば変えたほうがいいと思うんですけども。要するに、人権に関しての意識とかなんかをみんなで共有してもらうための努力ですね。同時に、市民の人も、当事者という言葉が被差別当事者と両方に使うと混乱するので、少し表現を変えたほうがいいと思うのですが、一人の市民生活の主体として自主的な形でこれに関わってほしいという。啓発に関しては、そういうことを意識してやらざるを得ない。そういう方向で考えるというふうに私は思っています。

それから、環境整備ですけども、いわゆる生活環境、物的施策みたいなものもここに入りますし、例えばしょうがいしゃの人たちが街に来たときにちょっとした不便なんかで苦労するというふうなこともありますし、しょうがいしゃだけじゃなくて年寄りもそういうことになるんですけども、いろいろ被差別部落の中でも改善が必要なところが出てきたり、あるいは個別資源といいますか、かつて、これは教育でもあるんですけども、同和対策のための奨学金があった時代がありますが、非常に進学率にも格差があるというようなこともあったり、物的というだけじゃなくて、金銭の管理、いろいろ環境整備ですね。これは諮問の中にはなかったんですが、必要だと。この辺は必要に応じて書いてほしいという。この辺は大事だよということとは。

あと、相談支援体制なんかはここで議論がありましたので、何らかの格好で必要だろう。私は、救済という言葉はあまりよくないのではないかな。会話で救済というと上からなのですよね。でも、そのところは議論になっちゃうと思う。支援とか。あと、一定の解決能力が要求されるところがありますからね。それを無視して、単なる支援ですよということになると、軽く当たっているんじゃないかと。救済というと、何かちょっと言葉が変わるんですけどね。まあ、それは表現の問題で。

この中で、1つ気になったのは、ここで最後にある推進体制。これを全体でやっていくには、推進体制の整備が必要だ。これは相当推していらして、これは市政、行政内にも必要だと思いますが、行政外にも必要だということに。ここの部分は大体市に対して提言、こういう方向でという。そうすると、行政と民間の協議の在り方とか、よく何々推進協議会とかいうのが官民であったりするんですけども、そういうような例として挙げたんですが、いや、その都度交渉でやりますからいいですよということではなく、そういう包括的な。当事者とはそういうやり方もなくはないんですけども、その辺はどういうふうに。それは定例的に集まって協議していく場所が必要だろうというふうにも。民間や一般でそんな大規模なものができるかというのものもあるんですけども、何かしらそういう場をつくらなきゃ、あったほうがいいんだろうとは思っております。

大体そんなことで、ここでいろいろ話されてきたこととほとんど大差はないと思うのですけれども、見合せ方で大分ニュアンスが変わるかなとは思いますが。基本方針の構想やそんな具体的な議論はされておりませんので、だとすると、もう一つ、基本理念をこうやって押さえて、この方向でやりましょうということを強調するしか。あとは、現状認識をそれなりにやりましたよということですね。そして、こことここは大事だと思いますよというのが審議会の役割ではあるという気がしますけどね。

【炭谷会長】 今、藤沢委員に詳細にご説明いただきましたことについては、これから委員の方々に個別に議論いただく際に、藤沢委員の意見もしゃくをしながら、どのように答申案にまとめて入れていったらいいか、これはその都度検討していきたいと思っております。

それでは、また元に戻りまして、まず先ほど事務局から説明いただきました1ページから3ページまで、1の部分、条例の説明について皆様のご意見をいただきたいと思います。藤沢委員からもいろいろご意見をいただきました。どうぞ自由にご意見をいただければありがたいと思います。

【三井委員】 考えてきた考え方が、ここの文章をこういうふうに変えるというような考え方でなくて、こういう文章を足したいというような考え方をしてきたので、そういう発言の仕方をさせていただきます。

2 ページ目にあるしょうがいしゃのインクルーシブ教育なんかに関しては、国連の勧告という形で載せているところがあると思うのですが、ここに国連勧告でもう一つ、「優生思想及び非障害者優先主義に対する観点から、津久井やまゆり園事件を見直し、社会におけるこうした考え方の助長に対する法的責任を確保する」という一文がありまして、それとまた、「障害者権利条約19条によると、施設から地域に出て自立した生活を送ることを定めた条例に対する権利委員会は、障害児を含む障害者が施設を出て地域で暮らす権利が保障されていないことから、脱施設化、そして、精神障害者の強制入院を障害に基づく差別であるとし、自由を奪っている法令の廃止を求めた」とあります。

国立市には、日本で最初の知的しょうがいしゃの施設である滝乃川学園があります。この施設の中にいる人の人権の救済のためにも、早急に施設を解体していく必要があると私もは考えていますが、解体後どうしていくかの道筋も含めて、前文のほうには、先ほど出しました施設から地域に出て自立した生活を送ることを定めたという部分や施設のことに関しても、国連の勧告の文章の部分の載せていってほしいなと思います。

【古川委員】 私も藤沢委員がおっしゃった意見と似ていまして、構成の問題なのですけれども、確かにこの審議会では大体このような順番で議論をしていた。条例の内容を確認して、人権課題について確認して、まとめていったということなのですけれども、答申という性質からすると、前置きは要らなくて、答申内容をまず言った上で、それはこういうことからだというふうに説明をするとか、こういう経過でこうなったんだというふうにしたほうが読みやすいのかなと。特に条例の部分については、正直、職員の方が作っていらっしゃるから市の立場で解説しているように読めてしまうので、これは私たちがした議論ではなくて、説明を受けた内容であって、少なくともその後、条例でこうなっているのはこういうふうに解釈すべきだという答申の中に盛り込んでいくような形で使ったほうがよくて、何となく報告書みたいな体裁になってしまっていて、むしろ市でつくる基本方針はこういうところから、こういう条例があるからこうなんですよというふうにまとめるのだと思いますが、この審議会の答申としては、1 が最初に出てきてしまうと、形というか、あまりよくないのかなというふうに読みました。

【大島委員】 この文章を送っていただいて読んだときに、確かにこういう審議会をまとめるのはきっと大変だろうなと思いながら読んでいたのですけれども、この目次で流していくと流れないんです。要するに、非常に読みにくかったんですね。ということは、もしかすると、個々の内容はちゃんと審議した内容も含めて入っていると思うので、構成の問題ではないのかなと思いました。どこをどう直したらいいかということで、組み替えてから再度出して、それで流れるような形になった段階でもう一回見たほうがいいのかと。今はばらばらになっている状態のような気がしているんですね。

私としては、今日は取りあえず1、2ということだったので、1というのは、基本理念が出てこない、何でやってるんだという感じになるのではないのかなと思ったんですね。1の下にもこのままのものを入れるのであれば、(1)として、国立市の人権を尊重し、多様性をということが入ってくるのかなと思ったんです。次に、(2)として、国際的な視点というのは出すべきだろうなと。今、そんなにたくさん書くものかどうかはいろいろあると思うのですけれども、国際的な視点はちゃんと中には出てきているのですよね。ですから、理念があって、国際的な視点を踏まえた上で、大きな

2番としては、まず、国立市の現状というのはうたわないといけないのではないかなと。現状を踏まえた上で、どんな課題があるんだということがないと、市としてこの審議会のことにつながっていかないような気がするので、1番、2番ということに関しては、私はそう思いました。

【三井委員】 今の文章のことは置いておいて、結局こういう形で入れたいというような話なのですが、優生思想の根絶とか、そういう部分に関しての一文もどこかに入れたいです。

【押田委員】 最後のほうにも国際的な関係のことも出てくるのですが、最初の部分でも国連の人権問題に関する記述があります。実は、国連から日本政府は物すごい量で勧告を受けているわけですね。これは、平たく言って、日本の人権状況は大変よろしくないということで、いっぱい出ている。例を挙げれば、例えば包括的な人権の法律がちゃんと必要だと。それがそもそも整備されていないとか、それから、しょうがいしゃも含めて、あと、性的少数者とか少数民族などのマイノリティーの権利なんかについても非常に危ういと。あと、例えば先住民族としてのアイヌの人たちの権利の問題なんかをもっときちんとすべきだとか、外国人労働者や技能実習生の問題だとか、それから、入管だとか、そういう外国人もいて、隔離されている人たちへの処遇が非常に問題だとか、それからあと、在日の朝鮮高校の無償化排除の問題なんかについても差別だと、ちゃんと是正しろというような、そういう幾つもまだまだいっぱいあるような状況の中で掲げられていて、私たちが人権問題を考えるときに、そういった国際的な関係でちゃんと留意すべき点というのはかなりいっぱいあるという意味で、具体的な例としては、しょうがいしゃの問題での総括所見でいろいろ出されているということで、あとはその他という感じでほぼまとめられているので、この辺の国際的な関係に関してはもうちょっと丁寧な内容が、どこで載せるかは別にして、外国や国際的な関係のことから言えば、今の日本の人権状況がどうなのかということを客観的に見る上では、そのことをきちんと、もっと触れるべきだろうと思います。

【神田委員】 今、諮問に対する対応になっていないのではないかという疑問が出されたので、そういえば諮問書の形はどうだったのかなというのを確認してみたところ、確かに諮問事項が基本方針の策定とあって、基本方針の形になっているのかなという意味では、確かに見にくいと思います。諮問理由が（１）から（６）までであるというのは、今回まとめられているもののどこに対応しているのかなというのも少し分かりにくい感じがするなと思って読んでいたので、ばっちり完全に対応するようにというわけではないのだと思いますけれども、諮問書に答える形になるような構成は確かに望ましいような気がしました。

【呂委員】 恥ずかしながら、諮問とか答申書というのをこの審議会に参加して初めて見ましたので、皆様の意見を聞くまでは構成がどうなのかなとか、そういうことを考えたことがなかったのですが、今、皆様の意見を聞いて、確かに諮問書ということで、明確に基本方針の策定と言っているのであれば、答申はそうならなければいけないんだなということを勉強したところです。すみません意見は出せなくて。ただ、諮問と答申というのはそういう関係というか、そういうふうなんだなということを改めて学ばせていただいて、そういう角度でもう少し今日の審議会でも深めていこうと思っています。

【古川委員】 それで、この答申にどれだけのものを入れるのかというところが、誰に読んでもらうのかということだと思うのです。ですから、これから基本方針は市役所でつくるので、基本方針をつくるに当たってこういうところをちゃんと考えてよということを答申、伝えるというのがこの目的だと思うので、それだけであれば、様々な人権課題についてというのは解説の部分でそれほど重要じ

やないということになるのですが、私、この審議会に参加して、直接当事者の方々からお話を伺うことで、様々な気づきがありました。知らないということが本当に差別につながり得るのだなと。知らないことがたくさんあったわけです。

せっかくこれだけ時間をつくって、こんなに時間をかけるのもあまりないと思うのですが、時間をかけてつくるのであれば、この答申をたたき台にして、市民の皆様がさらに考えるきっかけになるようなものまで目指しても悪くはないと思うんです。そうだとすると、人権課題について我々がここで知ったことについては、後のほうにするのであれば少しボリュームが出てもいいわけです。その中で、こんな意見もあった、こんな気づきがあったというのをご紹介しますと、あっ、そうなんだということで参考になるかと思いますので、そこはまとめ方の問題なので、本当に最低限の答申を目指すのか、多少膨らますぐらいにするのか、それをきっかけにしてさらに市民の中で議論ができるようなところまでするのかという方向性は決めておいてもいいんじゃないかなと考えました。

【炭谷会長】 分かりました。それでは、今の全体の構成の部分は、中身よりも構成の問題ですから、書き方の方法でまた十分工夫ができると思います。それでは、1の関係は、また全面的な構成を変えることも必要だろうというご意見が大半を占めているわけでございます。

それでは、2のほう、8ページまでについてご意見をいただきたいと思います。これも、多分もついろいろなご意見があったんじゃないかなという気がします。ただ、我々としては大体8割から9割方ここに精力を注ぎましたので、何らかの形で要点はしっかりと書いておかなければいけないのではないかなと思いますので、これについて、この部分が抜けているとか、こんなことをお話しただければと思います。これもどなたからでも結構でございます。

【事務局】 この部分に関しまして、本日ご欠席の渡邊委員からご意見をいただいておりますので口頭でご紹介させていただきます。

まず、この2番についてですが、全体として、市民が他の市民の人権を侵害することがあるため、それに対して、強力かつ効果的な施策を講ずる必要があるという姿勢で書かれていると思います。それはそれでよいのですが、それ以前に、国立市自身が人権を侵害しない、差別をしない、または、そのような雰囲気醸成しかねない行為をしないということを書く必要があるように思います。その際には、婚活パーティーで男女の年齢差を設けていた事例などを例示することも考えられます。これが1点目のご意見です。

2点目です。「様々な人権課題について」のところ幅広く列挙されているのですが、包括的であるため、それらを分類することも考えてよいのではないかと思います。多くの課題は市民が他の市民の人権を侵害する場面に関わっていると思いますが、例えば災害時の要援護者、高齢者、子ども、若者などは、必ずしもそうではない問題のように感じました。類型に応じて対処の仕方も違うはずです。以上2点です。

【押田委員】 私は、これをバーッと見て、2点気づいたところがあります。1つは、8ページのアイヌの人々のところで、2行目の「同年7月には国立市内の街路灯にアイヌの人々に対する差別につながるおそれのある落書きが見つかるなど」というのは、事実関係で言えば4月なのでここは訂正をお願いしたい。それから2つ目は、被差別部落のところで、最後に「部落差別の歴史等を正しく学ぶ機会を創出するなど、強力かつ効果的な施策を」という文面があります。そのときにも多分言われたのだと思うのですが、いわゆる戸籍等の本人通知制度は埼玉なんかではかなり先駆的に行われていたりしている。要するに、第三者が本人の同意に基づかないで勝手に戸籍とか住民票を取って、それ

が差別に利用されるということに対して、それを防ぐために本人通知制度というのが今あちこちで始まっているのですが、これが国立でも昨年から具体的に実施をされて、しかも国立の場合は、事件が起きたら本人に通知するのではなくて、最初から第三者が取った時点で本人に通知するという意味では、非常に優れた本人通知制度なのですね。

これについて、8ページの最後の婚外子のところにはそのことが書かれています。婚外子の場合でも、その子どもが婚外子の子どもなのかどうかというのを勝手に調べられて、それが差別につながっているという今までの事例があって、そういう要望があって、本人通知制度の実現に向けてかなりの力になっているのですが、同様に部落差別の問題についても本人通知制度というのはずっとあちこちで運動としても行われているし、部落の問題でご意見を伺ったときにも触れられていたのではないかなと思いますので、本人通知制度のことについては、婚外子に対する記載と同じように、被差別部落のところにも書いておく必要があるのではないかと。両方とも大変必要な制度ということで、私はとても評価しているのですけれども、そのことをぜひ。部落差別の解放運動に関わっている人たちの中からも、国立市の制度は、取られた段階で全てその本人に通知する制度としては都内では初めてだということで、非常に評価もされているので、これは積極的に記載すべきではないかなと思います。

【三井委員】　しょうがいしゃの部分に関して、基本的に非しょうがいしゃというのがいろいろなところを書いてあるのですが、健常者のことだと思いますが、そうやって呼ぶかどうかはまた考えていかなきゃいけないなと思ったのですが、一応このしょうがいしゃの部分で、しょうがいしゃ以外の人ができること、行ける場所に、しょうがいしゃができないこと、行けないことこそが差別だということが人権の考え方だと思うので、例えば先ほども言いました施設入所、特別支援学校をはじめ、インクルーシブなんかも含めてこら辺に載せていく必要があるかなと思ったのと、今もまだ旧国立駅舎に車椅子が入る入口が1か所しかないという問題は解決してないので、そういう場所で、こら辺はしょうがいしゃが行けなくてもしょうがないよということがないような、人権の観点で考えていくことが必要だということを書きたい部分と、あと、あたりまえ条例がここに載っているのですが、このあたりまえ条例のことに関しては、例えばこういうしょうがいしゃの分類の中にしょうがいしゃがあたりまえ条例があるよと書くべきなのか、あとは、子ども条例なんかもあると思うんですけれども、結局そもそも最初にできている条例がある場合に、この条例に伴って人権の観点からもまた考えていくというような順序じゃないけれども、そこをどういう形で載せるかということも考えていかなきゃいけないなと思いました。

国立市には日本一古い滝乃川学園があって、そこに皇族が来られたりするような状態で、そのことを見過ごした上で、しょうがいしゃにも地域での云々ということは考えられないというか、例えば私たちが気づかされたのが、相模原市で人権条例がつくられるという話があって、その審議会の答申の中に、相模原市はすごく拡大しまして、津久井も含めて相模原になって、津久井やまゆり園は相模原市の中にあるんですね。そのことが文章の中には、相模原市の答申の中には触れていないところがあったんです。津久井やまゆり園事件というか、その辺はかなり大きな問題だと思うし、じゃあ、翻って国立を考えてみると、滝乃川学園という介護福祉士の試験には毎年出るような古い知的しょうがいしゃの施設があって、その辺のところを抜きにしては国立の人権の答申みたいなものは出してはいけないのではないかなという思いがあって、先ほどの提案をさせていただきました。

【呂委員】　外国にルーツのある人という部分が最初に来ているのは、この審議会で意見を伺った順ということで、以前に人権協会の宋恵淑さんと、西東京朝鮮第一初中級学校の申校長がここへ来て

話したことによってこういう文案が作られたと思うのですけれども、私がいつもここに参加しながら気になるのは、私は在日韓国・朝鮮人のコミュニティーに属しているので、自分たちのことはとてもよく知っているし、どういう問題があるかというのが分かるので、ここで反映できるのですけれども、私は在日韓国・朝鮮人の代表というよりは、外国にルーツのある人代表としてここに参加しているのに、そのほかの方たちの現状を全く知らないで、それが反映されないことがとても心苦しいというのと、外国にルーツのある人は、大きく戦前から日本にいた私たちのような人たちは80年ぐらいの歴史がありますので、自分たちで団体も持っていますし、学校も持っていますし、ある意味、全国的に見れば何万というコミュニティーなので声も届きやすい。全然まだまだ改善されるべき。

でも、日の当たらないというか、私たちは資格的にも特別永住者という資格なので、ほぼ年金にも入れますし、社会保険に入れますし、もちろん最初はそういう権利がなかったのが、長年の闘いにおいて勝ち取ってきたという。だから、いろいろヘイトスピーチとかあるのですけれども、日本の方が今得ている、さっきも言ったような年金だとかいうのではほぼ変わらないと思うのですけれども、じゃあ、そのほかの在留資格が違う場合の方たちはどうなのかなというのが私はよく分からないのです。

それは、たまたま少し前に私の友人がコロナのときにウーバーイーツのバイトを始めたのですけれども、その更新のときに、日本の方はネットで更新手続きをできるのに、外国籍の人は品川に行かなければいけないみたいな通知があって、自分は外国籍だけれども特別永住者なのですよと言っても、それがうまく通じなくて、品川に行ったところ、すごい行列ができていて、自分の永住証明を見せて特別永住者だと言ったら、すみませんでしたとなった。私は初めて、あっ、そうか、在留資格によってはどういう規則があるかは知らないのですけれども、私が知らない、もしかして年金とかも入れないのかなとか、ふとそのときに思って、答申案に朝鮮学校のこととか書いていただいてありがたいのですけれども、私たちは私たちが声を上げ続けて、闘っていける仲間がいるんですけれども、そのほかの方たちがどうなのかなというのが、私は申し訳ないという意味で、ここにもうちちょっとそういうことが反映。ここがもし在日韓国・朝鮮人問題とかでしたら分かるのですけれども、もっと幅広く外国にルーツのある人となっているので、朝鮮学校というよりも、もうちょっと全般に見てどういう問題が。特に国立でもしそういうのがあるなら、どうなのかなというのが私は心配、憂慮するというか。

【炭谷会長】 確かに実際は全ての人権問題をここに書くというのは事実上できない、困難で、我々はそこまで議論はしなかったから、これはあくまで我々がここで当事者の方々からずっとヒアリングをした内容で気がついたことを書いていると。全てについて書くというのは、抽象的に終わってしまうので、事実上難しいのでないかなというところがあるかと思います。

気がつかれましたところがありましたら、また事務局のほうに出していただければと思います。

ここで10分程度休憩を取りたいと思います。

(休 憩)

【炭谷会長】 審議会を再開します。では、次の項目3、9ページから、基本方針を策定する際の考え方について、まず事務局から説明をお願いしますでしょうか。

【事務局】 まず(1)の基本理念というところで少し前文を書かせていただいております、これまで皆様からいただいたご議論を少し項目で括弧して、基本的姿勢ですとか国際的な視点、それから、表現方法という形で少し類似するものでまとめさせていただいています。

10ページ目からが救済、相談のところで、大きくくりで分けて書かせていただいております。

12ページからの下部分ですけれども、教育、啓発というところで、こちらも基本的な姿勢という

ところ、それから、博物館というところ。それから、教育に関して社会教育と学校教育。それから、当事者に寄り添った対応と継続の重要性という形で、少しこれまでの議論をまとめております。

15 ページ目からが人権に配慮した環境整備という形で、生活環境の基盤というところで、少しこれまでの類似のものをまとめておまして、それから、インクルーシブ教育、ジェンダー平等というところでございます。

16 ページ目からが平和施策というところで、少し具体的な話になりますけれども、市の行っている事業を少しご紹介しつつ、子どもたちの平和学習ですとか平和文化の振興という観点でまとめさせていただきます。

17 ページ目から推進体制という形で、最後は職員の人権意識の向上というところまでまとめさせていただきます。

【炭谷会長】 大部にわたりますので、区切ってやっていきたいと思います。まず（１）の基本理念についてご意見があればお願いします。

【事務局】 渡邊委員から、9 ページ基本理念の3 行目、「国立市役所ではありません」の部分ですけれども、「国立市役所だけではありません」ではいかがでしょうかというご意見をいただいております。

【炭谷会長】 ここに国際的な視点を書いていたのですけれども、先ほど大島委員からご意見が出たように、もし前のほうに国際的な視点を詳しく書くのであれば、この辺りの調整というのは必要になってくるかもしれないと思います。

【大島委員】 大きな3 番の「基本方針を策定する際の考え方」という項目でまずいいのかなというのはあるんですね。というのは、前に課題として出ているわけなので、課題を受けて、それを解決するために基本方針をつくっていくわけでしょうから、そうなってくると、課題解決のための重点項目とか、何かそんなような、その言葉がいいかどうか分からないのですけれども、そうしないと、何かつながらない気がまずするんですね。この中にはちゃんといろいろなことが書いてあるので、少し整理、統合すれば、そういうことができるのですけれども、そうすると、今度はその問題の中に、市の施策が出てきますよね。それから、推進体制という言葉も出てくるので、これが非常に分かりにくくなっちゃうので、別項目で分けちゃったほうがいいのではないのかなと実は思ったんです。いいかどうかはご検討いただくということで、それが混在して入っちゃっているのも、非常に難しかったなと思うんですね。

もう一つ、入れなくていいのかなというのはスケジュール。答申ですけれども、いつまでに何をやるんだというようなことは入れなくていいのかなと。それから、行政だから当然予算がないとできないので、その財源。財源という言葉がここには当てはまらないと思うのですけれども、予算的な要望というのもちろん入れておかないと、結局、精神はできるけれども、具体的なものはできないので、どこかにそういう項目が必要なんじゃないのかなと。スケジュールがないのと、予算がないという。その部分を入れるか入れないかはご検討いただくとして、必要なのではと思います。

【炭谷会長】 予算、スケジュールについては、こちらのほうの要望というか、そういう書き方になるかというふうに思います。多分予算というのは、十分これに必要な予算を手厚くするようというような書き方、また、スケジュールについては、できるだけ早急にやってほしいとか、メリハリをつける意味では、特にこの部分は早くとか、特に人権博物館については何年以内とか、特定のものについてはそういう書き方も考えられるのではないかなと思います。

確かに先ほど大島委員がおっしゃいましたように、3の表題「基本方針を策定する際の考え方」の中の基本理念の次の(2)の人権救済、相談支援体制というのは、考え方じゃないのかもしれませんがね。この部分は、冒頭に出た意見を踏まえて、構成も直せばいいと思います。むしろ今は内容についていろいろお話を伺って、組み合わせていきたいと思います。

特にこの部分についてご意見がありましたら、また後でお願いいたします。

次に、(2)の人権救済、相談支援体制。この部分も、今読み返してみると、これは策定する際の考え方なのかなという、何か妙な位置づけになります。これはまた考えることにして、中身についてご意見があればお願いをしたいと思います。

【事務局】 渡邊委員からご意見を何点かいただいています。まず、人権救済の箇所です。独立した第三者が審査する機関の設置について書かれていますが、市と第三者機関の役割分担については、もう少し書いたほうがよいのではないかという気がいたしましたというご意見をいただいています。それからもう一点。「罰金を払えば許されるというものではありません」ということで、言いたい趣旨は分かりますが、刑事上、行政上の罰金を科すこともあり得、また、民事上の不法行為にはなりますので、働きかけとは別の手段もあることも書く必要はないでしょうかというご意見をいただいています。

【三井委員】 罰則はつくりたいと思います。今、国立市は、市長をはじめ人権を主立って考える行政になっています。市長が替わればどんな市になるか分かりません。ですから、今、この中できちんと討論し、人権を踏まえ、罰則はつくっておきたいと思います。「罪を憎んで人を憎まず」という言葉がありますが、人間は感情の動物です。なかなか素直に言い分は受け入れられません。差別され、傷つき、消耗している人にとって、仕返ししたいという思いも本音だと思います。その気持ちを分かってもらうには、やはり罰則が必要だと思います。

私が思う差別した人間は、幾ら差別された人の気持ちを知らなさいといろいろな人権の話をして、理解する人もいるが、それで改心するわけではない。被害者にとって、相手が改心しているかどうか分からない。相手に痛手を味わわせたい。それが本音だと思う。もちろんこれは罰則の前にいろいろ討議を重ねた上での話です。皆さんはいい人だから、理解して話していけば分かると思っているかもしれませんが、この世の中、何が起こるか分かりません。だから、つくっておきたいと思っています。その内容は、時間をかけて検討しなければいけないのかなと思います。この罰則をつくるというものを痛めつけられた人の叫びだと思い、考えてほしいです。

【炭谷会長】 分かりました。渡邊委員と三井委員のお二人からは、大体同じような趣旨のご発言ではないかなと思います。

【押田委員】 今の話とほぼ同様です。特に川崎市の条例なんかを見れば、きちんとした法的な手続を取った上で、罰則のことも規定している。国立の条例の場合は、まだそこまでそれが記載できていないという意味でも、まだまだ不十分なところがあるということで、その辺を充実しないと、人権救済のほうにちゃんと結びつかないだろうということで、具体的なやり方については、ちゃんと慎重な議論はもちろん必要なことではあるのですけれども、何らかのきちんとしたペナルティーが加害者に対して与えられるということは、必要なことだと思います。

【三井委員】 今回、全部のことを見てチェックができなかったのですが、見ながら考えてきたことを言いたいと思います。

最初に、この中を西暦表記にできないでしょうかということがまず1つです。もう一つは、先ほども言いましたが、あたりまえ条例、子ども条例などの位置づけをどう載せていくかということを考え

たいということと、あとは、例えばしょうがいしゃ施策に対する当事者参画が足りていない状態で、国立市は大分進んでいるとは思いますが、まだまだ全ての会議にしょうがい当事者やいろいろな当事者が参加しているような状況ではないと思うので、この部分をどう、何か条例の中に明記していくことができるのかどうか。

それと、優生思想、先ほども言いましたやまゆり園に対しての法改正自体が国全体でなされていないと。国立市に関しては、様々な人権対応が進んでいる市ではあると思うので、その部分をどうにか条例のほうに載せていきたいなと思っています。様々な関係者の権利の認識が限定的であるという部分に関しては見ていきたい。

今、違う部分で、虐待ということについて議論をしたときに、いろいろな形で捉えられる、何が虐待なのかということなんかは立場、立場によっていろいろ違ってくる部分もあるというようなことで、この辺のところ、権利の認識はいろいろな形で違うんじゃないかと思える部分と、それから、先ほどの当事者参画が足りないというようなところは、明石市などでは、しょうがいしゃ施策に限らず、全てのものに対してしょうがいしゃがきちんと対応していくような当事者参画ということはできているというところで、国立市でも明石市の例に倣って当事者参画をしていったらどうだろうかということですね。

【炭谷会長】 今の当事者の参画、当事者の立場の尊重は、入れるところに工夫を要するのかなと思いますけれども、基本的な立場のところとか、基本的な考え方の中に入れるのが正しいかなと思いますので、入れる場所はまた工夫をさせていただきたいと思います。

【大島委員】 この文章の中で「必要です」というのと「重要です」というのと「求めます」というのがずっと出てくるのですよね。私はこれが気になるのですけれども、使い分けをしているのかなというと、例えば体制だとかそういうのは「求めます」と言っているのかなと思うとそうでもないし、言葉上は確かに重要なことを重要だと言っているのですけれども、必要です、必要ですというのはそれでいいのかなというのが気にかかったので、一応言っておきます。

【炭谷会長】 確かにそんなに意識して書いたのではないのではないかなと思いますけれども、この辺りは精査していきたいと思います。

【呂委員】 私、一度何年前に、国立市で教員をされていた部落解放同盟の先生がいらしてて、そのとき感銘を受けたのは、要は、差別だとかそういうことをして刑務所に入るとか、罰則を与えるのが全てじゃないということで、そのときはそうなのかなと。罰を与えても、刑務所に入っても更生されない。なので、罰を与えるというよりは、更生できるようなのが大事だということで、この部分でも、あまり罰則とかペナルティーはよくないのかなとそのときは思ったのですけれども、コロナを受けて、いろいろ最近でも例えば大阪のMBS放送のラジオで、朝鮮学校でスパイを養成しているという発言がありまして、それに対して、関西にある在日朝鮮人の人権団体と保護者たちが、すぐに取り消してくれということでMBS放送に言って、一応一日だけホームページにそういった不適切な発言がありましたという謝罪文が掲載されたのですけれども、その後もホームページ上で再放送をずっと聞けるような状態になっていて、MBSの公式な立場としては、不適切な発言だったけれども、ヘイトスピーチではないというのが今も変わらない立場で、そのことによって、朝鮮学校とかにいまだにスパイなんか養成しているのかという電話がかかったりするわけで、当事者は多分番組から降板にはなったんですけれども、その人がいまだに自分のツイッターとかで間違ったことは言っていないし、朝鮮学校は明らかにスパイ学校だということをずっと発信し続けているのですけれども、どう言った

ら罰則とかペナルティーとか、今回のことなんかも、ヘイトスピーチじゃないと言われたら、この前、弁護士の師岡先生も、どこまでがヘイトスピーチかというのはまだまだ難しいのですけれども、先ほど副会長がおっしゃっていたみたいに知らなくて差別してしまう場合と、明らかな嫌悪感というか悪意を持って、継続的に注意されても続けるような案件に関しては、一定のペナルティーを科さなければ。もちろんペナルティーだけじゃないですよ。ペナルティーをかけながらも、ここに書いてあるように、ソーシャル・インクルージョンの理念を理解できるように働き続けることも同時進行なのですから、何かそういうことを最近すごく。

あとは、先ほど三井委員が言っていたことは私も同感なのですけれども、今、国立市の市長とか市役所はそういう考えで、国立市はこういうふうなんですけれども、私、ちょっと前にネットで、熊本市が市民という定義を今までは住民と在学者と明記していたのを、年々外国人労働者が増えているので、そこに外国人というのを明記することに関してパブリックコメントを求めたところ、否定的な意見が圧倒的に多くて、結局明記しないことになったというニュースを見まして、驚きました。納税義務も果たして。どういう意図なのか分かりませんが、住民の中に外国人も入っているから、そこであえて市民という中に住民、外国人、在学者とやる必要がないという判断でのことなのかもしれないのですけれども、市によっては全く状況が違うんだなと思うと、今、私たちが享受できている権利なんかも、もしかしたら市長が替わったりしたら、全く奪われたりもするのではないかという不安の中で生きていますので、今、できるときにきちんとやるのが大事なかなと思ったりします。

【炭谷会長】 罰則の問題と、このような啓発活動といいますか教育活動は決して矛盾するものではなく、両方とも必要なのだらうと思います。

次は、（３）人権教育と啓発の部分についてお願いをいたします。（３）は、特に今回この基本方針、我々の件で非常に注目されます人権博物館もこの部分に出てくるわけでございます。（３）人権教育と啓発の推進というところでご意見ををお願いします。

【事務局】 渡邊委員から１４ページ目の部分に関して、「社会的不平等」と「差別」その使い分けを少し整理したほうがよいのではないのでしょうかというご意見をいただいています。

【神田委員】 （４）の一番上に「誰もが安心して地域社会で生活することができる環境」と書いてあるわけなのですが、いつも人権の案件をやっていて、依頼者というか相談者は、平穏な日常を取り戻したいということをよく言うのですね。だから、平和なまちづくりというようなことを言う過程でも、結局、究極的には平穏な日常、平穏な生活のために平和なまちづくりが必要なんじゃないかと思うわけですね。４番の頭のところの「安心して地域社会で生活することができる」というのは、まさにそのことなのだなと思ったわけなのですが、相応のところそういった視点が書かれていないというのが、追加したほうがいいのではないかなとは思った次第です。

【押田委員】 今、平和の問題を考えると、やはり言葉でも「新たな戦前」なんていう言い方で、大変きな臭い社会状況にあるのは間違いないと思うのです。特にウクライナとロシアの戦争の問題なんかが間近にある中で、ご存じのように、軍事費が倍増されるとか、軍備拡張とか、敵基地攻撃とかみたいな形で、正直言って、戦争への道をだんだん進んでいるのではないかという危機感を物すごく持ちます。そういう意味では、だからこそ平和施策が本当に必要なのだということで、ぜひ一定の今の社会状況の認識を踏まえて、だからこそ積極的な平和施策をちゃんと地域からもやっていこうと、平和の大事さをみんなで考えることが必要だし、それに向かって具体的な施策が必要なのだという形で、その辺の記述が最初にあってしかるべきではないかなと思います。

【炭谷会長】 これは確かに冒頭に出た、藤沢委員がおっしゃった国際的な情勢というところでも、今の国際関係の緊張関係、ウクライナへのロシアによる侵略とか、そういうものも当然入りますし、冒頭でも何か触れておかないと、確かにないというのもあまりにも平板過ぎる記述になっておりますので、この部分はより重要になってきているだろうと思います。

【大島委員】 例えば15ページ、(4)の一番上のところなのですが、途中で「国立市は求めます」と書いてあるんですよね。そういうところが幾つかあるんですよ。「国立市は求めます」というのがよく分からなかったんで、これはどうなのかなということです。

【事務局】 今のご指摘の部分なのですが、もう少し正確に言うと、国立市は、基本方針の策定に当たり、これこれに関する視点を踏まえた内容とすることを求めます、となります。あくまでも審議会からの答申として、国立市においては基本方針の策定に当たってこういった視点を踏まえた内容とすることを求めます、といった趣旨で書かせていただいています。

【大島委員】 主語は審議会なんですね。

【事務局】 そうなります。審議会として、国立市においてはこれこれを求めますといった作りのイメージで現状書いています。

【三井委員】 書き方の問題は、昔、2005年に、「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」というのをしょうがいしゃの人たちや関係者で1年かけてまとめたことがあります。そのときにも、どこが主体なのか、国立市民なのか、国立市なのかというようなところで、かなりの討論をしたことを思い出したんですけれども、言葉のことはどういうふうな形でまとめていくのかというのはすごく重要な問題だなと思っています。

【押田委員】 ここにも書かれていますけれども、今は市長室の平和・人権・ダイバーシティ推進係が課長級1名、係員3名が担っているという形になっていて、この間の状況を見ると、ますますこの条例が本格的にきちんと動いて、例えばどんどんいろいろな人権侵害に気づいて、その救済が必要だったり、相談がどんどん増えていくというようなことも当然想定される中で、今の体制では多分不十分だろうというのは容易に想定できます。したがって、例えばここにも役割を十分に果たすための組織の見直しというのが書かれていますけれども、これは確実に必要なことだと、そういう体制をもっと充実させて、きちんとした市の推進体制ができるようなものを具体的にもう少しイメージがあれば書かれるといいと思いますし、そのことは絶対必要だということはぜひ申し上げたいと思います。

【炭谷会長】 その趣旨は、17ページの下の方に遠慮げみに書いてありますけれども、担当者としてはなかなか言いづらいんだと思いますけれども、本当に大胆に書くようにまた修文をしていきたいと思います。

【古川委員】 渡邊委員からのご意見にもあるのですが、推進体制のところについて、先ほど来出ている現状に、例えば平和の状態については、今、世界情勢はどうなんだとか入れるとより具体的になってくると同じように、これも事務局では入れづらいのだと思うのですが、婚活パーティーの問題というのがまさにこの条例をつくっても足りなかったでしょうということなんだと思いますので、それを踏まえると、職員一人一人の意識もそうだし、それをチェックする体制づくりもなければいけないしというのは、より具体的に、そういえばそうだよなというふうに読みやすくなると思うので、何とかそれをうまく使って入れ込めないのかなということは考えました。

【炭谷会長】 確かにそういう例を入れると、読む人は理解しやすいと思います。

今日、冒頭から全体の構成についての大きなご意見が出ました。今日出た意見は、大体もう少し答

申らしくしたほうがいいのではないかというご意見ですので、それは主に内容というよりも、構成を少し変えていけばいいのではないかなと思います。多分これは私が書く予定の「はじめに」の部分とかなり重複する内容を書いていく。だから、私のところの「はじめに」の部分は単に形式的なものにして、中身の部分を中に落として、この審議会の定義とか、それから、現在の情勢などを最初にどんと持っていくというようなことで修正案をやってみたいと思っております。

次回は5月ですけども、その前に事務局で今日の趣旨を踏まえて修正をしていただきまして、また、我々は6月末までの任期ですので、できればあと2回程度で終わるように何とか皆様方のご協力を得てまとめたいと思っています。今日読み返してみてもおかしい点があれば、事務局に文章で出していいただければと思います。そのほうが議論が進むと思います。できれば5月初旬までに事務局でまとめていただいて、意見を出していただくと。次回は5月25日でしたでしょうか。

【事務局】 5月25日木曜日になります。

【炭谷会長】 分かりました。それではそういう形で、5月25日に全体の今の修正案を議論いただき、できれば事前に皆様のご意見をいただいて、それを含めたような形での修正案をつくっていきたいと思っております。

それでは、今申し上げた趣旨で、若干不十分なたたき台ではあったかもしれませんが、これに基づきまして、またお気づきになった点、現在の案についてのご意見も含めまして、事務局に伝えていただければと思います。

【事務局】 今、会長からもありましたとおり、本日、皆様に一度ご議論いただきましたが、追加のご意見がございましたら、4月28日金曜日までに事務局までいただければと思います。その皆様のご意見を受けまして、また、本日のご意見、ご議論を受けた形のことを、ゴールデンウィーク後にまた次の答申案のたたき台として事前に皆様に見ていただいて、次回の審議会という形に迎えたいと思います。

4月28日までにご意見をいただく際に、例えばこの答申案の中でこういった文章、こういった例文でどうかという形でもし文章的につくっていただきますと、事務局としては大変まとめやすくなります。もちろん大きな意味でのご意見でも結構ですけども、例文のような形で文章としていただければ大変助かります。なので、一旦例文をいただいて、そこは少しこちらで見させていただいた上で、再度次の審議会の中で皆様にもその内容を見ていただいて、意見交換いただければと思います。

次回の審議会は、5月25日木曜日の16時30分から、場所は市役所2階の委員会室となります。

【炭谷会長】 本日はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

— 了 —